

平成 22 年 5 月 24 日

企業会計基準委員会 御中

佐野邦明

「退職給付に関する会計基準（案）」等に対するコメント

拝啓 貴会益々ご隆昌のこととお慶び申し上げます。

さて、貴会より平成 22 年 3 月 18 日に公表された「企業会計基準公開草案第 39 号『退職給付に関する会計基準（案）』」、「企業会計基準適用指針公開草案第 35 号『退職給付に関する会計基準の適用指針（案）』」に関しまして、実務的な観点から特に問題であると思われる点について下記のとおりコメントを提出いたします。

今後の貴会における検討の参考にいただければ幸いです。

敬具

記

1. 貸借対照表での即時認識のみを先行導入することについて

貸借対照表では即時認識とし、損益計算書では遅延認識とする案に反対する。

IASB における公開草案が 2010 年 4 月 29 日に公開され、それによると、退職給付に関する費用を分解表示することとされている。

貴会の公開草案で提案されている方法は、現在の IAS19 号とも IASB が公表した公開草案とも異なる方法である。

貸借対照表での即時認識を先行させることにより、IFRS とのコンバージェンスを少しでも進捗させるという意図のもとにこのような方法が提案されているとも考えられるが、上記のとおり、この方法は現在の IAS19 号と異なっており、かつ、IAS19 号見直しの公開草案とも異なっている。すなわち、この方法は現在の我が国の処理よりもかえって IFRS との差を拡大（コンバージェンスの後退）する内容となっている。

2011 年上期には IAS19 号のフェーズ 1 が決着する予定であり、貴会のステップ 2 の検討も 2011 年に公開草案の公表を予定している。これらのことを考えると、ステップ 1 の公開草案の方法を採用するとなれば、短期間の暫定的適用になる可能性があり、財務諸表の作成者・利用者に混乱を招くものと思われる。

また、貸借対照表で即時認識としつつ損益計算書で遅延認識とすることは、現行の日本基準より複雑性が増し、分かり難い会計処理となってしまう懸念がある。

したがって、貴会の公開草案から貸借対照表での即時認識を削除すべきであると考えられる。削除しないのであれば適用時期を未定とし、IAS19 号の見直しの第 1 フェーズの完了を待って、費用処理方法と一体で適用すべきであると考えられる。

なお、財務諸表の利用者の利便性（判りやすさ）の観点からは、IAS19号見直しの公開草案の方法（退職給付に関する費用の分解表示と再測定要素をリサイクルしない取扱い）の方が貴会の公開草案の方法よりも優れていると考えていることを付言する。

2. 適用時期について

貴会の公開草案では、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の適用時期を平成24年4月1日以後開始する事業年度の期首から、それ以外の項目（未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、開示の拡充など）に関しては平成23年4月1日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用することになっている。この適用時期を、以下に述べる理由により、少なくとも1年間延期すべきである。

退職給付債務の評価方法に選択肢がある案となっている。企業は自らの退職給付制度の内容に照らして、どちらの方法が適切と考えられるのかを理解しいずれかを選択することになると思われる。選択に際しては、それぞれの方法による退職給付債務の額・勤務費用の額等を具体的に把握するなどの作業が伴うと思われ、方針の決定までに相当の時間を要することが予想されること。

退職給付見込み額の期間帰属方法の決定にあたっては、わが国におけるIFRSの強制適用の採否も重要な判断材料になると思われる。現在検討中のIAS19号の改正は平成23年前半に第1フェーズの内容が確定する見込みであり、IFRSの強制適用となり得る企業はそれを把握した上で方針を決定するものと思われる。したがって、IFRSの強制適用の可否を判断する時期が平成24年であることも考慮した上で、改正後の退職給付会計の適用時期を決定する必要があると思われること。適用時期を延期することにより、退職給付に関する費用の処理と貸借対照表での即時認識の適用時期を一致させることが可能になると思われること。（上記「1. 貸借対照表での即時認識のみを先行導入することについて」と関連）

以 上